

四日市市上下水道局告示第17号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、平成29年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

平成29年4月10日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

賦課対象区域

ときわ四丁目、松本三丁目、松本六丁目、西松本町、東垂坂町、采女町、尾平町、大矢知町、東坂部町、桜町、小林町、札場町、大字泊村、尾平町、垂坂町、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、日永西五丁目、大字羽津、山城町、川島町、三滝台四丁目、西日野町の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）